技術管理とサプライチェーン

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

2022年以降の米国の管理措置

対立における最も重要な手段は、技術管理です。2022年10月7日、米国商務省の産業安全保障局は、先端コンピューティング用半導体、半導体製造装置、および米国人が中国における半導体生産に対して提供し得る支援についての管理措置を発表しました。[1] その後の規則は、閾値を厳格化し、管理対象となる装置のリストを拡大し、中国企業をエンティティ・リストに追加しました。米国の管理措置は域外適用されます。それは、米国原産の物品がどこで販売されようともこれを追跡し、外国直接製品規則の下では、米国の技術を用いて製造された一定の外国製品にも及びます。

米国は、資本に対する管理も加えました。2023年8月9日の大統領令は、半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術および人工知能という三つの分野で活動する中国企業への米国からの投資を制限する制度を設けました。財務省は2024年10月28日に施行規則を公表し、同規則は2025年1月2日に発効しました。[2] 米国人の投資家や米国人の従業員を抱えるシンガポールのファンドマネージャー、ファミリーオフィスおよびプライベート・エクイティ会社にとって、この規則は新たなコンプライアンス上の問

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

題を生み出します。シンガポールに籍を置くファンドであっても、米国人がその意思決定や資本に関与していれば、規則の適用範囲に入り得るのです。

中国は独自の管理措置で応じました。中国は、電子機器に用いられるガリウム、ゲルマニウムその他の鉱物の輸出を制限し、その後、加工において支配的な地位を占めるレアアースについても管理措置を導入しました。[3] これらの措置は、管理の手段がもはや一方的なものではないことを示しています。シンガポールの金属トレーダーや、中国からの投入物に依存する製造業者は、双方向からのリスクに直面しています。

戦略物資に関するシンガポール自身の法律

シンガポールは、独自の輸出管理制度を執行しています。2003年1月1日から施行されている戦略物資（規制）法（Strategic Goods (Control) Act）は、戦略物資の輸出、積替え、通過、技術の無形移転および仲介を規制しています。[4] 規制対象リストは多国間輸出管理レジームに準拠しており、定期的に更新されます。現行の更新である2026年戦略物資（規制）令（Strategic Goods (Control) Order 2026）は、2026年12月1日に発効します。キャッチオール条項により、大量破壊兵器に使用されることが意図されている、または使用されるおそれのあるリスト外の物品にも規制が及びます。[5]

罰則は重いものの、例外的なものではありません。許可なく移転した場合、初犯では、10万シンガポールドルまたは物品価額の3倍のいずれか高い額を上限とする罰金、もしくは2年以下の拘禁刑、またはその併科が科されます。[6] 第H部第IV章では、この制度を詳しく説明しています。本章にとって重要なのは、その適用範囲です。シンガポールの法律は、拡散防止に関する多国間の約束を実施するものです。同法は中国向け半導体に対する米国の一方的な管理措置を取り込んでいないため、シンガポールの当局には、米国法をそれ自体として執行する根拠がありません。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

半導体、サーバー、そして迂回の問題

二つの法秩序の間の隔たりは、2025年に表面化しました。人工知能向け半導体の大手設計企業であるNvidiaは、2025年1月に終了した会計年度において、シンガポールが同社の第2位の市場であり、総売上高の約18%を占めたと報告しました。[7] シンガポール政府は、国内のデータセンターに導入するためにシンガポールに「物理的に入ってきた」Nvidiaの半導体は約1%にすぎないと指摘しました。[8] この差は、地域内の売上をシンガポールの事業体を通じて請求する慣行を反映したものでした。同時にそれは、シンガポールで請求書が発行された半導体が中国の購入者に渡る可能性に、米国の注意を向けさせることにもなりました。

2025年2月、シンガポールは、シンガポールの企業に供給された後にマレーシアへ送られたサーバーに関連して、詐欺罪で起訴を行いました。検察側は、供給業者が最終使用者について欺かれていたと主張しました。さらに別の被告人であるジェニー・リム（Jenny Lim）は、2026年4月2日、2024年にサーバーの最終使用者についてDellを欺くことを共謀したとして起訴されました。[9] これらの起訴は、詐欺に関する一般法に基づいています。それでも、そのメッセージは明確でした。シンガポールは、虚偽の申告によって自国の港湾や企業がパートナー国のルールを回避するための経路となることを許さない、というものです。

このアプローチには、それ自体の論理があります。自国の法律に基づいて欺罔を訴追することにより、シンガポールは他国の外交政策を採用することなく、自国の商業システムの健全性を守っています。米国政府は、シンガポールが濫用に対して行動していることを確認できます。中国政府は、シンガポールが米国の禁輸に加わっていないことを確認できます。しかし、シンガポールの企業にとって、この法的状況はほとんど安心材料になりません。米国製の半導体を禁止対象の中国の購入者に販売する販売業

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

者は、シンガポールの法律には違反しなくても、エンティティ・リストに掲載される可能性があります。そうなれば、供給業者から、そして多くの場合は取引銀行からも切り離されてしまいます。

サプライチェーンとチャイナ・プラス・ワン戦略

対立は、サプライチェーンをも塗り替えました。多国籍企業は、中国市場向けの中国工場を維持しつつ、生産を中国から東南アジア、インドおよびメキシコへと移してきました。シンガポールは、この動きから二つの形で利益を得ています。地域全体に生産を分散させる企業のために、地域統括拠点、トレジャリー・センター、高付加価値の製造拠点を受け入れています。また、シンガポールの銀行、貿易金融業者および弁護士は、第I部第I章で述べるマレーシア、ベトナム、タイおよびインドネシアにおいてこの動きが必要とする投資にサービスを提供しています。

同じ動きは、リスクももたらします。移転の中には真正なものもあります。しかし、中国製品の申告原産地を変えることを目的とした積替えや最小限の加工にすぎないものもあり、米国の通商政策は今やこうした慣行を明示的に標的としています。したがって、シンガポールを通じて貿易金融を行う銀行は、原産地と最終用途を以前にも増して慎重に審査する必要があります。マレーシア産やベトナム産と記載された物品のための信用状が、実際には懲罰的関税の対象となる、または管理措置に該当する中国からの輸出を金融している可能性があるのです。第H部第I章では貿易金融の手法を、第H部第II章では検証の弱さに付け込んだ詐欺を説明しています。

半導体産業は、何が懸かっているかを示しています。シンガポールには、1968年にTexas InstrumentsとNational Semiconductorが組立・テスト工場を設立して以来、半導体工場が立地しています。[10] 今日、シンガポールの製造工場は米国と中国の双方の顧客に供給しています。成熟ノードの半導体に対する米国の管理措置、素材に対する中国の管理措置、完成品に対する関

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

税のいずれによるものであれ、ルールのさらなる厳格化は、シンガポールの製造業生産高の大きな部分と、その銀行の貸出ポートフォリオの相当部分を支える分野に影響を及ぼすことになります。

注

1. Wikipedia, “United States New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductors to China”（2026年11月最終閲覧）：2022年10月7日に産業安全保障局（Bureau of Industry and Security）が新たな管理措置を発表。米国人に関する規則は2022年10月12日発効、その他すべての規則は2022年10月21日発効。 ↩
2. US Department of the Treasury, “Outbound Investment Security Program”（home.treasury.gov、2026年11月最終閲覧）：2023年8月9日の対外投資大統領令（Outbound Order）は“identifies three categories of national security technologies and products”、すなわち半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術および人工知能。最終規則は2024年10月28日公表、2025年1月2日発効。 ↩
3. ガリウムおよびゲルマニウムに対する中国の輸出管理は2023年7月に発表され、2023年8月1日に発効。複数のレアアース元素に対する管理は2025年4月から実施され、2025年10月に拡大された後、2025年10月末のトランプ大統領と習近平国家主席の会談を受けて一部停止された。 ↩
4. Singapore Customs, “Strategic Goods Control: Overview”（customs.gov.sg、2026年11月最終閲覧）：2003年1月1日に施行されたStrategic Goods (Control) Actは“regulates the export, transhipment, transit, intangible transfer of technology, and brokering of strategic goods and technologies”。 ↩
5. Singapore Customs, “Strategic Goods Control: Overview”（2026年11月最終閲覧）：Strategic Goods (Control) Order 2026は、2026年12月1日付で規

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

制対象の物品および技術のリストを更新する。“may be used in relation to WMD activities are automatically controlled, even if they are not specifically listed”である物品または技術。 ↩

6. Singapore Customs, “Strategic Goods Control: Overview”（2026年11月最終閲覧）：有効な許可なく移転した場合、初犯で10万シンガポールドルまたは物品価額の3倍のいずれか高い額を上限とする罰金、2年以下の拘禁刑、またはその併科。和解（コンポジション）は1件当たり最大1万シンガポールドル。 ↩

7. Wikipedia, “Nvidia”（2026年11月最終閲覧）：表“Sales by region (2025)”、シンガポールは237億米ドル、売上高の18.2％で、米国に次ぐ第2位。 ↩

8. “Fraud case targets AI server exports via Singapore”, *StratNews Global*, 2026年4月：シンガポールは、データセンターへの導入のためにシンガポールに“physically came”したNvidiaの半導体は1％にすぎないと述べた。Nvidiaのその後の提出書類は、売上を顧客の本社所在地別に分類した。 ↩

9. “Fraud case targets AI server exports via Singapore”, *StratNews Global*, 2026年4月：ジェニー・リムは、Aperia Internationalが最終使用者であるとDellを誤信させて詐欺を行うことを、2024年にAlan Wei ZhaolunおよびAaron Woon Guo Jieと共謀したとして起訴された。先行する被疑者2名は2025年2月に起訴された。K・シャンムガム内務大臣は2025年3月、サーバーは“may contain Nvidia chips”であり、シンガポールに拠点を置く企業に送られた後、マレーシアへ送られたと述べた。当時の報道は、2025年2月に起訴されたのは3名であるとし、関係する供給業者としてDellおよびSuper Microの名を挙げている。 ↩

10. Wikipedia, “Economy of Singapore”（2026年11月最終閲覧）：Texas InstrumentsとNational Semiconductorは“set up semiconductor plants in Singapore for assembly and testing in 1968”。SGS-Thomsonは1984年にウェハー製造工場を設立した。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com